

佐賀県告示第 312 号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 32 条第 1 項及び佐賀県家畜伝染病予防法施行細則（昭和 31 年佐賀県規則第 44 号）第 11 条の規定により、次のとおり家畜及び物品の搬出を制限する。

令和 4 年 12 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 搬出を制限する区域における家畜の種類等

(1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 搬出を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

別図のうち、円周アと線イで囲まれた佐賀県内の区域（搬出を制限する区域の範囲を示す詳細図を佐賀県農林水産部畜産課及び各総合庁舎に備え置いて縦覧に供する。）

(4) 搬出を制限する期間

令和 4 年 12 月 26 日から当分の間

別図 家畜及び物品の搬出を制限する区域

